

善通寺市有害鳥獣被害対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農作物への被害を防止するため、有害鳥獣被害対策事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、善通寺市補助金等交付規則（平成5年善通寺市規則第28号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「有害鳥獣」とは、スズメ、カラス、イノシシ、シカ、サルその他市長が認めるものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、別表に定める事業とする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

項	事業種目	交付対象者	対象経費	補助率又は補助金額
1	有害鳥獣被害防止事業	市内において水田、畑地の農作物の防護柵等を設置する者	防護柵等の材料費	対象経費の額の2／3以内。ただし、10万円を限度とする。
		市内において水田、畑地の農作物の防護柵等を共同設置する者（設置による受益が2戸以上である場合において、共同で申請するときの代表者）	防護柵等の材料費	対象経費の額の7／10以内。ただし、30万円を限度とする。
2	有害鳥獣捕獲事業	次の各号のいずれにも該当する者 (1) 市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記録されている者 (2) 香川県知事が交付する狩猟免許を所有する者 (3) 市内において捕獲檻等を設置する者	捕獲檻等の購入費	対象経費の額。ただし、捕獲檻等1基当たり30,000円を限度とする。
3	有害鳥獣捕獲委託事業	農業団体等であつて有害鳥獣の捕獲を一般社団法人香川県猟友会善通寺地区猟友会の会員等に委託するもの	鳥獣の捕獲又は追払い業務に係る委託料	対象経費の2／3以内。ただし、10万円を限度とする。